

1 受付場所 ▶ 福智町役場 本庁3階303会議室

※ 持参のみ受付。郵送不可。提出の際は「確認表」を持参すること。

2 受付期間 ▶ 3月10日(月)～14日(金) 9:00～12:00/13:00～16:00

3 申請条件 ▶ 平成26年3月1日時点で次の各項目に該当する者。

- 1 申請する業種について、建設業法の許可を受けていること(建設業法に規定)
- 2 申請する業種について、経営事項審査を受けていること(建設業法に規定)
- 3 中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度または特定退職金共済組合のいずれかに加入していること(国土交通省通達)
- 4 引き続き1年以上その営業を行っていること
- 5 労働者災害補償保険に加入していること
- 6 町税および公共料金・県税・国税・消費税および地方消費税を完納していること
- 7 常時連絡が取れる体制にあること(事務所に事務員を常駐させていること)
- 8 FAXを常設していること
- 9 競争入札参加指名通知の連絡を取る為、福智町の執務時間を定める規則(平成18年福智町規則第1号)に規定する執務時間内(8:30～17:15)に連絡が取れること

4 提出書類 ▶ 平成26年3月1日を基準日とする(ファイル綴じ不要)。※ は福智町の指定様式です。

- 1 平成26年度福智町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(町内建設業者) 様式第1号-1・1号-2
- 2 建設業許可証明願書(許可行政庁発行/写し可/有効期限内のもの)(建設業許可通知書は不可)
- 3 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書(写し可/平成25年4月1日以降通知文)
※ 通知書がない場合は総合評価値等通知書申請書の写し。ただし、平成26年4月30日までに提出すること
- 4 経営業務の管理責任者証明書(建設業許可申請書 様式第7号)(写し)
- 5 営業所一覧 様式第2号 (建設業許可申請書 別表(写し)を添付)
- 6 業種別完成工事高・工事経歴書 様式第3号-1・3号-2 (3号-2は経営事項審査時提出分でも可)
- 7 専任技術者証明書の写し(建設業許可申請様式第8号(2)変更がある場合は第8号(1))
※ 他の支店・営業所の専任技術者証明書の写しも提出すること。
- 8 財務諸表(直近1年度分/経営事項審査時提出分)
- 9 職員名簿(常勤役員及び雇用関係にある全ての職員を記載) 様式第4号
- 10 技術者名簿(合格証明書・登録証・免許証等の写し全て添付) 様式第4号-2
- 11 役員一覧表 様式第5号 ※ 商業登記簿謄本(法人の場合/写し可)
- 12 代表者の住民票(法人の場合は謄本に記載されている代表取締役全て/写し可)
- 13 印鑑証明書(法人の場合は法人の印鑑証明書/写し可)
- 14 使用印鑑届(使用印鑑のない場合は不要) 様式第6号
- 15 代表者の身分(元)証明書(本籍地役所発行/写し可)
- 16 納税証明書(福智町公共料金完納証明書 様式第7号・県税・国税)
- 17 労働保険料納入証明書(田川労働基準監督署発行/写し可) ※ 納入証明書は完納証明とします。
- 18 退職者給付の状況 様式第8号
- 19 誓約書 様式第9号

※ 申請書は上記の番号順で提出してください。A4より小さい証明書などは、A4白紙のにり付けしてください。

※ 主任技術者及び監理技術者は、恒常的な雇用関係(3か月以上継続して雇用)にあることが必要です。

平成26年度

町内建設業者

福智町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領
有効期限▶平成26年6月5日～平成27年5月
※本店とは「建設業許可申請書」中の、「主たる営業所」に記載した営業所

福智町内に本店がある者

提出もれのないよう
お願いいたします!

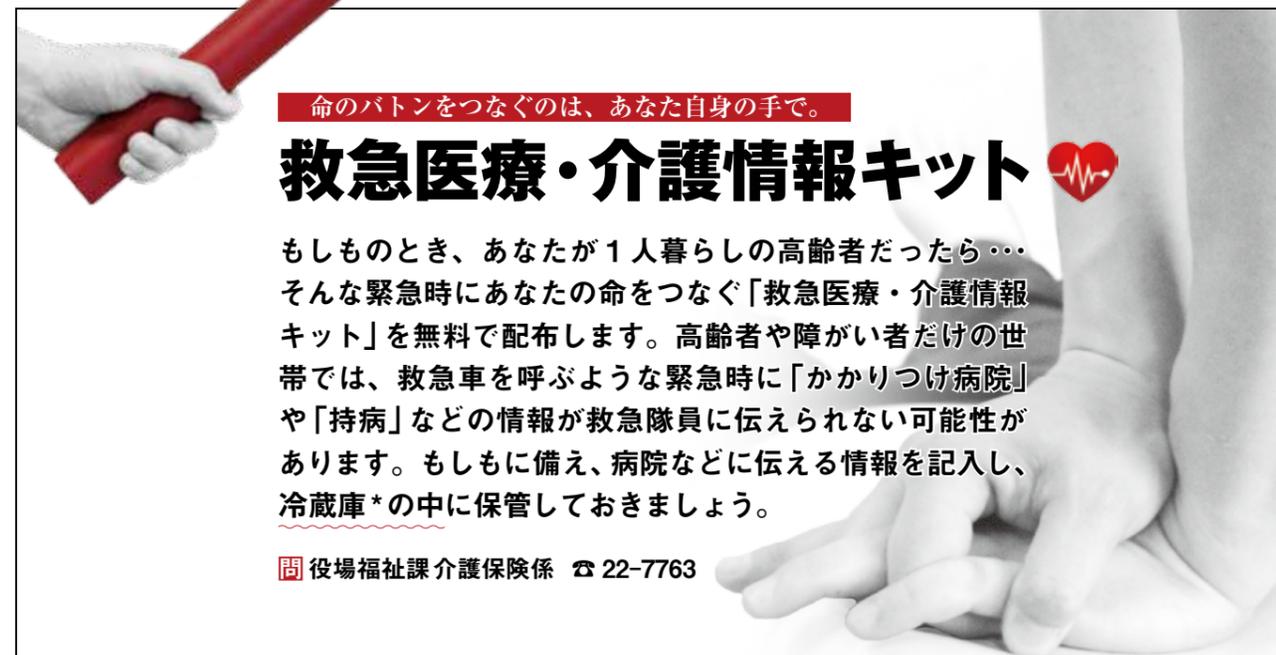


注

福智町入札参加資格審査申請要領の注意事項

- 1 この申請により取得した個人情報については、福智町個人情報保護条例(平成18年福智町条例第11号)の規定に基づき適性に管理し、その情報は、福智町による競争入札等参加資格確認審査並びに暴力団排除措置以外の目的には使用しません。
- 2 各証明書類については、発行が提出日から3か月以内のもの(福智町公共料金完納証明書は除く)。
- 3 税に係る証明は、福智町公共料金完納証明書 様式第7号・県税(県税に未納のない証明)・国税(納税証明書(その3の3))を提出してください。(福智町公共料金完納証明書は、平成26年3月3日(月)以降に取得してください)
- 4 福智町公共料金完納証明は、事業所並びに代表取締役などの代表者個人も対象とします。証明は「完納」している場合のみ発行され、分納納付の場合は発行されません。なお、公共料金などを完納証明書取得日の数日前に金融機関で納められた場合は、役場で収納確認ができない事がありますので、領収書を持参してください。
- 5 県税は法人で本店以外の営業所等に委任する場合は、本店と委任先の両方の都道府県税が必要です。
- 6 法人の場合で代表取締役が複数いる場合は、身分(元)証明書、納税証明は代表取締役全員分提出してください。
- 7 役員一覧には、受任者(支社長・支店長など)も記載してください。
- 8 競争入札参加資格を取得したのち、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は資格を取り消します。

▶ 申請書は福智町ホームページ(<http://www.town.fukuchi.lg.jp>)から入手できます。



命のバトンをつなぐのは、あなた自身の手で。

救急医療・介護情報キット

もしものとき、あなたが1人暮らしの高齢者だったら…そんな緊急時にあなたの命をつなぐ「救急医療・介護情報キット」を無料で配布します。高齢者や障がい者だけの世帯では、救急車を呼ぶような緊急時に「かかりつけ病院」や「持病」などの情報が救急隊員に伝えられない可能性があります。もしもに備え、病院などに伝える情報を記入し、冷蔵庫*の中に保管しておきましょう。

☎ 役場福祉課介護保険係 ☎ 22-7763

▶ 配布対象者

- 1 高齢者(65歳以上)だけの世帯
- 2 日中(昼間)に高齢者(65歳以上)が独居になる家庭
- 3 健康に不安がある高齢者(65歳以上)
- 4 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- 5 その他、町長が利用を適当であると認めた人

▶ 配布場所

- 1 役場福祉課・赤池支所・方城支所
- 2 コスモス保健センター(地域包括支援センター)
- 3 社会福祉協議会

▶ 配布方法

配布場所で申請してください

▶ 配布時期 2月3日(月)～

▶ 使用方法

1 医療情報の保管

救急医療情報用紙に必要事項を記入し、容器に健康保険証・お薬手帳のコピー(写し)と一緒に入れて冷蔵庫*に保管

2 保管していることを掲示

付属シールを玄関などの入り口に貼り、磁石の付いたシールを冷蔵庫の扉に貼付

3 救急隊員が救急医療情報用紙を活用

救急要請を受けた救急隊員は、冷蔵庫に保管された救急医療情報キットから救急医療情報用紙を取り出し、救急医療情報用紙を参考に適切な救急活動に活用

4 医療機関への情報提供

救急隊員が必要に応じて救急医療情報用紙を医療機関へ提供

Q. なぜ冷蔵庫*の中に保管するの?

A. 冷蔵庫は、ほとんどの家にあるので緊急時に救急隊員などが見つけやすいからです。冷蔵庫がない場合は、目につきやすい場所に保管してください。

